

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成30年4月10日

岩沼市総務部総務課

岩沼市においては、平成26年7月25日から臨時的な措置として、一定の条件を満たす場合、主任技術者の専任要件の緩和措置を実施してきましたが、建設業法施行令の改正及び東日本大震災に伴う復旧・復興工事等の状況に鑑みて、緩和措置の条件を下記のとおり改正します。

記

1 緩和措置の内容

請負代金額が3500万円（建築一式工事は7000万円）以上に置く主任技術者について、工事現場が岩沼市内の場合は2件まで兼務可能とします。

2 兼務対象とする工事

国、県、岩沼市が発注する施工場所が岩沼市内の工事を対象とします。ただし、各発注者の条件を満たさない場合は兼務することはできません。

3 提出書類

受注者は、専任を要する主任技術者の兼務届出書を各工事監督員に提出するものとします。

4 その他

(1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。

(2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とします。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のとおりとします。

5 適用年月日

平成30年4月10日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用します。なお、平成26年7月25日以降に契約締結した工事についても、要件を満たし発注者が承認した場合は対象とします。